

一般社団法人日本看護系大学協議会
日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー（JANPU-NP）資格認定委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款第35条に基づき、日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー（JANPU-NP）資格認定委員会（以下、「資格認定委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

（目的）

第1条 JANPU-NP の資格認定に係る事業を実施する。

（審議事項）

第2条 資格認定委員会は、次の各号について審議する。

- （1）本制度の実施及び改善等に関すること
- （2）JANPU-NP の専門看護分野の特定に関すること
- （3）JANPU-NP の認定およびその更新、および再認定の審査に関すること
- （4）JANPU-NP の認定およびその更新、および再認定の実施に関すること

（委員会の構成）

第3条 資格認定委員会は、5名以上の委員をもって構成する。

- 2 委員の構成は、認定分野の専門家を含まなければならない。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 資格認定委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。

（本規程の改正）

第4条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 本規程は、2019年9月27日から施行する。

附則 本規程の改正は、2026年7月9日から施行する。